

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	91301101					
事務事業名	建築確認申請送付事務					
予算書の事業名	5. 確認申請事務費					
事業期間	開始年度	昭和30年度以前	終了年度	継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営		

部・課・係名等	コード1	03040300
部名等	産業建設部	
課名等	都市計画課	
係名等	建築住宅係	
記入者氏名	松倉貴宏	
電話番号	0765-23-1031	

政策体系上の位置付け	コード2	221999
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第2節 快適にくらすためのまちの形成	
施策名	1. 良好な都市の形成	
区分	その他	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001080401
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	4. 住宅費	
目	1. 住宅管理費	

◆事業概要 (どのような事業か)		単位	実績		計画			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ・市内で建築物を新築・増築・改築するための確認申請数。	① 申請数	件	303	264	300	300	300
		②						
		③						
手段	<平成21年度の主な活動内容> ・建築確認・建築許可等の受理及び送付 ・建築場所の接道・用途地域の確認	① 市での確認申請等の受付件数	件	184	147	180	180	180
	*平成22年度の変更点 ・省エネ措置の届出書の受理及び送付業務は、県で行うことになったため、なくなる	② 道路位置指定の受付件数	件	7	5	7	7	7
		③ 大規模行為や県民福祉条例、省エネ措置の届出書等の受付件数	件	31	17	30	30	30
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・建築物の確認申請等を受理しすみやかに県に送付する。	① 確認申請等の送達率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		② 道路位置指定の受付件数送達率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		③ 大規模行為や県民福祉条例、省エネルギーの計画書等の送達率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
その結果	<施策の目指すすがた> ・都市基盤が充実し、市民がゆとりと潤いに満ちたくらしをしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 県へ送達した件数を申請を受け付けた件数で除した割合						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか ・都市計画決定及び建築基準法の制定に伴い開始 都市計画決定 (昭和43年)、建築基準法 (昭和25年)		財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
		(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	20	24	24		
		(4)一般財源	(千円)	45	11	48		
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	65	35	72	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	4	4	4	4
・昭和55年の都市計画区域拡大による届出件数の増加。 ・平成11年5月より民間の指定確認検査機関による確認申請の受付開始。 ・耐震偽装事件より平成19年6月より申請書類の審査が厳格化。		②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,000	860	1,000	1,000	1,000
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	4,205	3,616	4,205	4,205	4,205
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	4,270	3,651	4,277	4,205	4,205
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) ・幅員 4m未満の道路に面した敷地で、建築基準法上の前面道路として認められず建築できないことに対する苦情など。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
		<input type="radio"/> 把握している	市町村は經由事務を行っており、建築確認及びその集約は県が把握している。					
		<input checked="" type="radio"/> 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	県への送付事務のため 説明
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input checked="" type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	富山県建築基準法施行細則 (昭和26年富山県規則第12号) 第4条
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費は、申請書のコピー代のみであり削減の余地は無い。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現在、すでに人件費削減のためパートで補っている。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 受付業務に関する受益者負担はないが、県の手数料条例による負担を求めている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 この事務を移譲されている県内自治体は、魚津市同様負担を求めているはない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input checked="" type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	年度 _____
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)

実施予定時期	次年度 (平成23年度)	台帳のデータベース化を進める。過去の手書き台帳をエクセルで作り直す作業を職員が順次行う。	コストと成果の方向性 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	なし	成果の方向性 維持

★ 課長総括評価 (一次評価)

確認申請に付随する調査が増加し担当職員の業務負担も大きい、どうにか対応している状況である。平成22年度には建築基準法の改正を検討されているとのことであり、今後に検討されている建築基準法の改正内容次第では増員をしないと事務進行に支障が出ると思われる。	二次評価の要否 不要
--	---------------